

選第 523 号
平成 28 年 1 月 29 日

福岡市監査委員 齋 田 雅 夫 様
同 伯 川 志 郎 様

福岡市選挙管理委員会 委員長 中原 貢

住民監査請求における監査委員の意見に対する措置状況について（通知）

平成 28 年 1 月 14 日付監総第 444 号「「住民監査請求（福岡市職員措置請求）の監査結果について（通知）」における監査委員の意見について，下記のとおり，措置状況を通知します。

記

- 講じた措置の内容
 - ・別紙のとおり

住民監査請求（市長選挙における選挙運動用ポスター公費負担）

監査委員の意見	措置の状況
<p>1 公費負担の原資が市民の税金で賄われていることに鑑みると、候補者は、公費負担の対象となる選挙運動費用の支出にあたっては、できるだけ経済性・効率性に配慮すべきものと考えられる。</p> <p>したがって、本件市長選挙時から、候補者に配布される「公費負担の手引き」に「限度額は、あくまでも公費負担する金額の上限を示したもので、この金額での契約を推奨するものではありません。公費による支出ということを踏まえて、必要な額での契約をお願いします。」と記載されていることが認められるが、市選管は、このことについて、今後さらに候補者の注意を喚起することが望まれる。</p> <p>2 市選管は、契約金額の内訳書は企画・編集・デザイン、写真撮影、製版、印刷、製本加工等の内訳が分かるものとするよう、公費負担規程を一部改正し、本件市長選挙時から、候補者に配布する「公費負担の手引き」にその旨記載していることが認められる。</p> <p>市選管は、今後とも、契約金額の内訳書の内容が公費負担規程に定めるところに沿ったものとなるよう候補者等に徹底していくことが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">(福岡市選挙管理委員会事務局)</p>	<p>今後行われる市長選挙及び市議会議員選挙の立候補予定者説明会において候補者に対し、公費負担制度は公費による支出ということ踏まえ必要な額で契約を行うことを強調して説明し、しっかり注意喚起する。</p> <p>また、内訳書についてもできるだけ、規程に定めるところに合うよう、事業者向けの説明文を作成するなど、立候補予定者説明会における注意喚起に努める。</p>